

審　　査　　基　　準

令和4年3月15日作成

| |
|---|
| 法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法 |
| 根　　拠　　条　項：第9条の10第2項 |
| 処　分　の　概　要：射撃練習を行う資格の認定 |
| 原権者（委任先）：山口県公安委員会 |
| <p>法　令　の　定　め：</p> <ul style="list-style-type: none">・ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2（許可の申請）・ 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項、第5項（許可の基準）・ 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第1項、第2項、第4項、第5項（獵銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）・ 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の4第1項（技能検定）・ 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の10第2項、第3項・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第3条（拳銃等の所持が許可される運動競技会等）・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第7条（空気銃の所持が許可される18歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等）・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条（銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第10条（獵銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者）・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条（獵銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦）・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第12条（人の生命又は身体を害する罪等）・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第15条（ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等）・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第9条（申請書の様式等）・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第10条（申請書に添付する医師の診断書）・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第11条（申請書の添付書類）・ 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則 |
| 審　　査　　基　　準：別紙のとおり |
| 標準処理期間：30日 |
| 申　　請　　先：所轄警察署生活安全課（係） |
| 問い合わせ先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係） |
| 備　　考： |

別紙

審査基準：

法定の人的欠格事由のうち、

- 1 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
(注1) 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けた者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、射撃練習を受ける資格を認定するものとする。